

屋外広告業の特例届出について

第1 あらまし

1 県知事登録業者による市長への屋外広告業の届出

屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第26条第1項に規定する登録又は同条第2項に規定する登録の更新（以下これらの登録を「県知事登録」といいます。）を受けている方（以下「県知事登録業者」といいます。）は、新たに尼崎市域内で屋外広告業を営もうとするときは、あらかじめ、特例屋外広告業届（様式第28号）を提出してください（尼崎市屋外広告物条例（以下「条例」といいます。）第48条の2第2項前段）。

この届出は、兵庫県知事の登録が更新される度に、速やかに行ってください。

2 業務主任者の選任

県知事登録業者は、上記1の届出を行うときは、あらかじめ、営業所ごとに次の資格要件のいずれかを満たす業務主任者を選任しておいてください（条例第42条第1項）。

- (1) 屋外広告士
- (2) 都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会の修了者
- (3) 広告美術仕上げについて、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- (4) (1)から(3)までの者と同等以上の知識及び技能を有する者と市長が認めた者（サインクリエイター）（その認定を申請する場合は、業務主任者資格認定申請書（様式第22号）を提出してください。）

3 市長の登録を受けていた者が県知事登録を受けた場合の市長への届出

市長の登録（条例第34条第1項の規定により市長から受ける登録又は同条第3項の規定により市長から受ける更新の登録をいいます。以下同じ。）を受けており、県知事登録を受けたときは、その県知事登録を受けた日から30日以内に、特例屋外広告業届を提出してください（条例第48条の3第1項）。この場合において、市長の登録の効力は、県知事登録を受けた時点で失われます（同条第2項）。

また、この届出は、上記1の届出を行ったものとみなされます。

4 特例届出事項の変更の届出

県知事登録業者（上記3により県知事登録を受けた者を含みます。）は、上記の届出（以下「特例届出」といいます。）を行った後、その届出事項に変更が生じたときは、その変更の日から30日以内に特例屋外広告業登録事項変更届（様式第29号）を提出してください（条例第48条の2第2項後段及び尼崎市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」といいます。）第32条第1項）。

5 特例届出に関する違反者に対する罰則

特例届出をせずに尼崎市域内で屋外広告業を営み、又は虚偽の届出をした者は、罰則の対象となります（条例第52条第4号）。

6 特例届出の手続の流れ

(1) 事前準備 ①特例屋外広告業届の作成、②添付書類の作成準備

(2) 届出

下記 8 の届出先に届出書等を 1 部（控えの交付を希望する場合は、2 部）持参し、又は郵送してください。

(3) 受付及び審査

(4) 受付印を押した届出書の写し又は控えの交付

郵送を希望する場合は、届出時に、返信用封筒（郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの）を添付してください。

(5) 届出後の義務履行

①標識の掲示、②帳簿の備え付け及び保管、③届出事項の変更又は県知事登録のうちの登録の更新後の特例届出、④廃業等の届出

(6) 特例届出一覧簿への掲載及びその公表

特例届出の内容審査の完了後、当該特例届出を行った者を尼崎市屋外広告業者特例届出一覧簿に掲載し、これを市ホームページ上で公表します。

7 必要書類等

※ 各様式は、尼崎市ホームページからダウンロードできます。

トップページの【市報 ID 検索】に **1008741** と入力 > 特例屋外広告業届等様式ページ

区分	特例届出	変更の届出
提出書類	・特例屋外広告業届（様式第 2 8 号）	・特例屋外広告業届出事項変更届（様式第 2 9 号）
添付書類	・兵庫県知事が交付した屋外広告業者登録証（有効期限以前のもの）の写し（規則第 3 1 条第 3 項第 1 号） ・業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士登録証、講習会修了証等の写し等）（規則第 3 1 条第 3 項第 2 号）	・その変更に係る兵庫県知事あての屋外広告業登録事項変更届（兵庫県の所管部局の収受印が押されたもの）の写し（規則第 3 2 条第 2 項第 1 号） ・業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士登録証、講習会修了証等の写し等） ※業務主任者を変更した場合のみ（規則第 3 2 条第 2 項第 2 号）
返信用封筒	（郵送による控えの受領を希望する場合） ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1 部）	

8 届出先及び問合せ先

尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課 都市美・屋外広告物担当

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号（市役所本庁舎北館5階）

TEL 06-6489-6606 FAX 06-6489-6597

メールアドレス ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp

第 2 特例届出後の注意事項

1 標識の掲示

尼崎市内の営業所ごとに、氏名、登録番号等を記載した標識（様式第24号の2）を作成し、見やすい場所に掲げてください（条例第48条の2第3項において準用する条例第43条及び規則第27条）。

標識の様式

屋外広告業兵庫県知事登録（特例届出）票	
商号、氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	兵広登（ ）第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

↑
40
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓

← 40センチメートル以上 →

備考 「代表者の氏名」の項目は、法人に限り設けること。

2 帳簿の備付け

尼崎市内の営業所ごとに、広告物等の表示又は設置の契約ごとに次の項目を記載した帳簿を備え、保存する必要があります。この帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しておいてください（条例第48条の2第3項において準用する条例第44条）。

- (1) 注文者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名）
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

3 廃業等の届出

屋外広告業者が次表の左欄に掲げる事実のいずれかに該当することとなったときは、それぞれ右欄に掲げる者に該当する方は、その事実があった日（死亡の場合は、その事実を知った日）から30日以内に特例屋外広告業廃業等届（様式第30号）を提出してください（条例第48条の2第3項において準用する条例第40条第1項）。

事 実	届 出 者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人の代表者であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由	その清算人

により解散した場合	
尼崎市域内における屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

4 県知事登録の更新に伴う特例届出の期限

屋外広告業の県知事登録の有効期間は5年間であるため、特例届出の効力は、県知事登録の有効期間の末日まで及ぶこととなります。有効期間満了後も尼崎市域内で屋外広告業を営む場合は、県知事登録の更新を受けた日から30日以内に届け出てください（条例第48条の3第1項）。

5 報告等の徴収及び立入検査等

市長は、特例届出を行った者に対しても、報告若しくは資料の提出を求め、又は屋外広告業者の営業所等に立ち入り、広告物等、帳簿、書類等进行检查し、若しくは関係者に質問することができます（条例第48条の2第3項において準用する条例第48条第1項及び第2項）。報告等をせず、虚偽の報告等をし、立入検査等の拒否等を行い、質問に対し答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたときは、罰則の対象となります（条例第53条第2号）。

6 営業の停止

特例届出を行った者は、次のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります（条例第48条の4第1項）。

- (1) 登録拒否の対象者（条例第37条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者に限る。）に該当することとなったとき。
- (2) 虚偽の特例届出をしたとき。
- (3) 特例届出事項の変更の届出をせず、又は虚偽の当該届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又は当該条例に基づく処分に違反したとき。

7 罰則等

次のとおり、営業停止命令に違反した者、特例届出をせずに尼崎市域内で屋外広告業を営んだ者、虚偽内容の届出をした者等は、罰則の対象となります。

50万円以下の罰金（条例第51条）
・営業停止命令に違反した者
30万円以下の罰金（条例第52条）
・特例届出（変更の届出を含む。）をせず、又は虚偽の届出をした者
20万円以下の罰金（条例第53条）
・業務主任者を選任しなかった者
・求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
・営業所等への立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
5万円以下の過料（条例第56条）

- ・廃業等の届出を怠った者
- ・業の標識を市内の営業所ごとに掲げなかった者
- ・市内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

以 上